

親子で考える「住まいの相続」2023年版 セミナー & 無料相談会

2023年 **12/2** 土 **14:00~16:30**
[開場 13:30~]
予約不要 無料

会場 **武蔵野商工会議所** ①セミナー:4階会議室
②個別無料相談会:5階会議室
東京都武蔵野市吉祥寺本町1-10-7

アクセス
・JR中央線・総武線:吉祥寺駅 北口 徒歩約7分
・京王井の頭線:吉祥寺駅 公園口 — 徒歩約8分



タイムスケジュール

① セミナー (4階会議室)

セミナー定員 **50名**

14:00~ 開会の挨拶 東京都行政書士会

14:05~ 武蔵野市の空き家の現状について 武蔵野市職員

14:10~ 住民同士の交流の場としての空き家・空き部屋の活用について
武蔵野市民社会福祉協議会

14:20~ **セミナー**
持ち家・持ち土地の利活用を、税の観点から考える
講師:石井 智幸氏 (税理士)

(15:05~ 休憩)

15:10~ **セミナー**
持ち家・持ち土地の利活用を、相談事例から考える
講師:高麗 千織氏 (行政書士)

15:55~ 閉会の挨拶 東京都行政書士会 武鷹支部支部長

16:00 終了

② 個別無料相談会 (5階会議室)

相談会 **20組** (30分/組)

個別無料相談会は、セミナーと同時にいきます。

14:00~16:30 **個別無料相談会**

各種専門家が揃っています。
ぜひこの機会にご相談ください。



共催: 武蔵野市
東京都行政書士会
東京都行政書士会 武鷹支部
協力: 武蔵野市良好な住まいづくりに関する
パートナーシップ協定団体

[お問い合わせ先]
東京都行政書士会

☎ **03-3477-2881**

9:00~12:00, 13:00~17:00 (土・日・祝日除く)

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>



こんなお悩み ありませんか？

高齢の親が施設入居することになった。
空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

成年後見制度の活用

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。
どこかに寄付できないか？

遺言書の作成

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが開業の届けはどうするの？

各種許認可申請

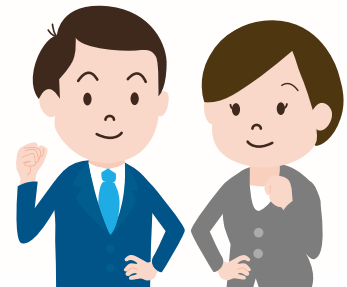
親の家を相続することになったが、住む予定はない。
何か活用できないか？

相続した空き家の利活用

空き家をリフォームして賃貸したいけど、費用が高額になりそう。どうしよう？

補助金等申請

あなたのお悩み
行政書士が解決いたします！



空き家に関するお困りごととはご相談ください

東京都行政書士会
市民相談センター



03-5489-2411

電話相談 12:30～16:30 (土・日・祝日除く)



ホームページ <https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。個別の業務依頼については一部有料となる場合があります。

行政書士は街の法律家

行政書士は、権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続の専門家です。
遺言書の作成、相続手続のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。
東京都行政書士会は「令和5年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。